

第 13 回 和歌山県河川整備審議会
河川整備計画部会

会 議 録

日 時：令和 5 年 3 月 17 日(金)13 時 00 分～

場 所：和歌山県民文化会館 3 階 特設会議室

(開 会)

- 県より挨拶
- 委員の紹介
- 部会長の選出
- 部会長より挨拶
- 会議録署名委員の指名

○議長（部会長） このたび二級河川周参見川水系河川整備計画及び二級河川印南川水系河川整備計画について、和歌山県知事から本審議会に諮問がありました。河川整備計画の調査、審議につきましては、規則第7条第1項において、河川整備計画部会、本部会の分掌事項とされており、これより本部会で審議いたします。では最初に、県から河川整備計画策定までの流れを説明お願いいたします。

○県 皆さん、お手元の資料1、もしくは前のスクリーンをご覧くださいと思います。

河川の工事を行うに当たりましては、河川法に基づいて計画を立てる必要があるということがございまして、河川法の16条に基づく河川整備基本方針及び河川法16条の2に基づく河川整備計画、こちらを作成する必要があるということでございます。このうち、長期的な目標となる河川整備基本方針につきましては、昨年10月に開催しました河川整備審議会本会でご議論いただきまして、現在、国の同意をいただいたというところ、3月6日付で同意をいただいたというところでございます。

この基本方針に基づきまして、20年から30年間で実施する具体的な工事内容、こちらを定める河川整備計画を策定する必要があり、こちらにつきましてはこの計画部会でご議論いただきたいというところでございます。

続きまして、この次のページでございます。河川整備計画を策定していくに当たりましての全体の流れでございます。先ほども申し上げましたとおり、この審議会の計画部会、こちらで河川整備計画についてご審議いただきます。その後、地元の方の意見を聞く機会としまして、例えば地元の区長さんであったり水利関係者といった方々の代表者の方々、こういった方々との意見交換会である「周参見川を考える会」や「印南川を考える会」、こうした会を設けて意見を聞くほか、パブリックコメントを実施する予定でございます。併せて、関係機関との協議を行うというところございまして、こうしたところから出てきた意見を踏まえ、必要に応じて改めて計画部会の開催については検討させていただくとい

うところでございます。

その後、計画部会でこの整備計画のご了承を頂きましたら、すさみ町、印南町の両町長への意見聴取を経て、国に同意申請を行いまして、策定していくという流れでございます。

なお、審議会の運営規定で、部会の決議をもって審議会本会の決議とするとなっておりまして、整備計画の審議は部会で完結するものということでございます。

以上でございます。

○議長 ご説明ありがとうございました。これまでと特段変更等なく、それと委員の皆様も既に幾つかの河川でご経験かと思われますので、内容についてはよくご承知いただいているかと思いますが、もし何か質問等ございましたら。よろしいでしょうか。

○議長 では、実際の議事に入ってまいりたいと思います。

議事の1番目ですけれども、二級河川周参見川水系河川整備計画（素案）についてということで、では事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○県 それでは、まず周参見川水系河川整備計画の素案についてご説明したいと思います。資料2は、枝番で1から3とございますけれども、そのうち資料2-2を用いてご説明いたしますので、スクリーンもしくはお手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、1ページ、表紙をめくっていただきますと、河川整備基本方針がどういったものだったかというおさらいになっております。内容としましては、県内でいいますと、新宮川水系の熊野川、こうした国の河川の考え方と同様に、気候変動の影響による降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものといたしました。周参見川に関しましては、基本高水のピーク流量は過去の浸水被害等を踏まえた年超過確率1/30規模に、気候変動の影響を考慮して1.1倍するという、そうした結果、基準地点の望兎橋において850m³/sとする計画ということになっておりました。

それでは、こちらの基本方針に基づいて定めていく整備計画の全体像なのですけれども、こちらが3ページでございます。この河川整備計画に定める事項につきましては、河川法の施行令に定められておりまして、ご覧のような項目からなっております。このうち1.の流域及び河川の概要につきましては、基本方針と同じものになりますので、説明は割愛させていただきます。参考資料として、資料2-3として準備しております。今回は、このうち2.河川整備の現状と課題からご説明いたします。

それでは、続いて5ページに飛びます。過去の浸水被害と治水事業の沿革ということになるのですけれども、過去からこの周参見川水系につきましても深刻な浸水被害が発生し

ておりまして、近年では平成 23 年 9 月の台風第 12 号、こちらで床下浸水 11 戸、遠見橋や沼田谷橋、こちらが損傷したという被害がございました。これまで局部改良事業や県単独事業等による工事を周参見川では実施してきたところでございます。

6 ページが、ちょうどその平成 23 年 9 月の 12 号による被害のときの現地の状況というところでございます。

続いて、7 ページでございますけれども、これは地名としては大関地(おおせきじ)地区と防地(ぼうじ)地区というふうに読むのですけれども、こちらでは平成 13 年 8 月の台風第 11 号において、左岸堤防の基盤漏水や洗掘の実績がございまして、地元にお住まいの方が非常に出水時の堤防決壊を心配されているという地区になります。堤防の安全性確保を図るため、今後、点検や調査の結果を踏まえ、対策を行う必要がございました。

続いて、8 ページでございます。ソフト対策の観点なのですけれども、洪水浸水想定区域図や雨量情報、水位情報、こちらを県のホームページ等で公開しておりますけれども、さらなる的確な情報提供や避難行動支援の充実により、住民の水防災意識を高める必要がございました。

続いて、9 ページ、今度は河川の利用、河川環境の観点でございます。河川水は農業用水として主に水田に利用されております。引き続き関係機関と連携しまして、効率的な水利用を促進する必要がございました。動植物の生育・生息・繁殖環境、こうした観点では、こうしたものが維持されるように環境の保全に努める必要があるということ。そして、水質なのですけれども、環境基準の A 類型相当となっております、引き続き良好な水質の維持に努める必要がございました。この水質というところとも関連するのですけれども、河川空間の利用という観点では、「砂の川遊泳場」というものがございまして、こちらは子どもたちの川遊びスポットとして利用されているということで、そうした観点からも環境の保全に努める必要がある地区でございます。

続いて、10 ページ、今度は河川の維持管理に関するところでございます。浚渫や樹木伐採、こちらの実施というところと併せまして、河川管理施設の適切な維持管理に努める必要がございました。こうした維持管理を進めていくに当たりましては、やはり地域の皆様、また関係機関との連携・協力、こうしたものが不可欠と考えております。

それでは、11 ページからが 3.河川整備計画の目標に関する事項でございます。

12 ページにその基本的な考え方をまとめております。河川整備基本方針で基本高水を 850m³/s というふうに定めましたが、こちらの実現に向けて段階的な整備を行い、

地域住民の安全と安心を確保するとともに、持続可能で強靱な社会の実現を目指すというものでございます。流域全体であらゆる関係者が協働して行う流域治水、こちらの推進も併せてやっていくということで、さらに「雫の滝」に代表される自然豊かな環境、歴史や文化を保存・継承するとともに、良好な水質や人々に親しまれる「砂の川遊泳場」など河川空間を維持していくということ。そして、今まで申し上げたような考え方の下に、河川整備の現状、河川の利用状況、河川環境の保全など治水・利水・環境に関する様々なことを考慮し、流域のあらゆる関係者と一体となって河川の総合的な保全と利用を図っていくというのが、この基本的な考え方となっております。

こちらは基本方針のときにも少し触れさせていただきましたが、流域治水、こちらの施策イメージというものを 13 ページに示させていただいております。これは県の他の河川で策定しているものとも共通になってくるのですけれども、これは全国的な考え方というところでございまして、3 つの柱として、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策。この中では赤枠になっているところです。そして、黄色の枠で囲まれている被害対象を減少させるための対策。そして、緑の枠の被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、こうしたものに分かれておりますが、これら 3 つ一体となって効果を発揮してくるというところもございまして、こうした部分にも取り組んでいくということでございます。

続いて、14 ページです。ここでは、計画の対象区間、そしてその対象の期間ということになります。計画の対象区間は、周参見川水系の県管理区間でございます。ここにつきまして、概ね 20 年間で計画の対象期間といたしますけれども、状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていくということとしたいと考えております。

そして、続いて 15 ページでございます。洪水等による災害の発生の防止、または軽減に関する目標というところで、基本方針で位置づけた整備、基本高水 $850\text{m}^3/\text{s}$ という目標がございましたけれども、この完成には多大な費用と期間を要します。先ほど申し上げた 20 年間という中で全てやっていくというのは難しいということがございまして、整備計画では段階的な整備を行っていきます。その整備計画での目標なのですけれども、過去の降雨実績やこれまでの整備状況、計画期間内に達成すべき整備水準等を考慮し、年超過確率 1/10 規模に基本方針同様、気候変動の影響を考慮した流量 $650\text{m}^3/\text{s}$ 、これに対して家屋浸水被害が生じることのないよう整備を行っていきたいと考えております。

この計画規模の考え方なのですけれども、続いて 16 ページでございます。過去の整備状況としまして、基準地点より下流区間は概ね 1/5 規模、これは流量に換算しますと

460m³/s 程度でございまして、こちらは整備済みでございまして。過去の降雨として、基本方針では昭和 57 年の降雨を対象としておりますが、近年でそれに次ぐ降雨は平成 29 年のものでございまして、概ね 1/10 規模となっております。これらを総合的に検討しまして、計画規模は 1/10 としたいと考えております。

現況流下能力でございましてけれども、この 16 ページ右側の流下能力図、こちらの緑の破線、少し見づらいかもしれませんが、赤の破線の下に、上のほうでは下にありまして、下のほうの流下能力図では赤の破線の上でございましてけれども、こちらが整備計画流量 1/10 規模に 1.1 倍したもので、その赤の破線、こちらが基本方針流量になっているところなんです。所々、流下能力が不足している区間があり、その部分について整備を実施していくということを考えております。

続きまして、利水と河川環境、こちらに関する目標を 17 ページに基づいてご説明いたします。利水に関しましては、河川水が先ほども申し上げましたとおり農業用水として利用されているということ。関係機関と連携して、効率的な水利用を促進するとともに、良好な水質や景観等が維持されるように努めていくという目標としております。河川環境についてですけれども、流域で確認されている動植物の生育・生息・繁殖環境が引き続き維持されるよう、調査に基づき、上流から下流それぞれの特性を踏まえた環境の保全に努めていくということと併せて、流域で育まれた文化や歴史が引き続き継承されるよう、河川空間の利用にも配慮した河川整備に努めていくという目標としております。

それでは、18 ページから、今度は 4.河川の整備の実施に関する事項ということでご説明いたします。

まずは、19 ページで河川整備の区間でございまして。先般、開催させていただきました現地の見学会の時にもご案内した場所でございます。整備区間が①から④までございまして、整備区間としましては、現況流下能力が不足し、背後地の土地利用が住宅地の箇所を中心に検討されているところでございます。

では、20 ページでございまして。整備計画で目標とする流量に対して、河道掘削や堤防整備により必要な河道断面を確保していくということにしてございまして、橋梁や堰がネック地点となっている区間は、関係機関と連携し、橋梁架け替えや堰の改築など必要な改築を実施してまいります。なお、堰改築の具体的な手法については、コスト縮減や完成後の維持管理も含め、総合的な検討により判断したいと考えております。堤防については、基盤漏水の実績があるところ、こちらが先ほどもご紹介した大関地や防地地区のところですね。

れども、こちらでは今後、点検や調査を行い、安全性確保のために堤防強化など必要な対策を実施してまいります。

続いて、21 ページでございます。河道掘削を行いますと土砂が発生してまいりますけれども、この土砂につきましては堤防整備等に使用するとともに、すさみ町が実施する防災拠点整備に活用するなど有効利用を図っていきたいと考えております。

流域治水の取組としては、流域内の水田等の分布状況を踏まえ、雨水の貯留や遊水機能の治水効果を評価・共有することで、流域の貯留対策を促進してまいりたいと考えております。森林における水源の涵養機能等の維持の重要性を踏まえ、こちらとも関係機関と連携し、森林の保全を図っていきたいということでございます。

ソフト面の対策でございますけれども、多段階の浸水想定情報の充実を図るとともに、河川情報の収集・発信において、デジタルトランスフォーメーションを推進するということ。そして、洪水ハザードマップの作成や水防体制の維持・強化を支援するとともに、関係機関や地域住民と連携し、洪水時の避難警戒体制の充実を図ってまいります。高潮や南海トラフ地震、それによる津波についても、関係機関と連携し、必要に応じて対策を講じてまいります。

続いて、河川環境に関する整備でございます。上流、中流では、縦断方向の連続性の保全、滝や淵、早瀬の溪流環境の保全、自然な水際線、及び川に接する山林の保全に努めます。一方で、下流（汽水域）のほうですけれども、こちらでは多様な生物相が生育する環境の保全、アユの産卵場となる早瀬の保全に努めてまいります。河道掘削の際には、こうした生態系への影響の回避・低減に努めるなど良好な河川環境の保全を図るということ。そして、河川環境に関する事前調整やモニタリングを適切に行い、その結果を河川整備や維持管理に反映させてまいります。河川環境が有する多様な機能を活用し、地域の活性化や水辺のにぎわい空間の創出に努めてまいります。

続いて、河川の維持、こちらについてですけれども、護岸・堤防等につきましては、従来のパトロールに加えまして、今後、ドローンを活用した施設点検により補修や更新等の対策を講じてまいります。水門や樋門、こちらにつきましては自動化、長寿命化等の取組を推進するということ。そして、河道につきましては、河床の変動状況や樹木の繁茂状況を継続的に把握し、堆積土砂や樹木の除去を行うなど流下能力の維持に努めてまいります。河川監視カメラや水位計、こちらにつきましては保守点検・整備を行い、データの蓄積を図るとともに、情報一元化による管理の効率化を図ってまいります。

河川の維持のうち、利水、環境、こちらに関するところが、続いて 24 ページでございます。利水につきましては、適正な水利権許可を行うとともに、農業用水の利用実態を把握することで、効率的な水利用を促進し、良好な水質や景観等が維持されるように努めてまいります。河川環境につきましては、この良好な河川環境の保全、これのために地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠でございますので、その体制づくりを推進するとともに、「雫の滝」等の自然豊かな環境に配慮し、人々に親しまれる「砂の川遊泳場」など河川空間の維持や河川美化、水質事故対応等に努めてまいります。

最後、25 ページでございます。本整備計画の目標が早期に達成されるよう、地域住民や関係機関と協働・連携することで、より質の高い川づくりを目指すということ。そして、本整備計画では、気候変動の影響を考慮した目標としておりますけれども、想定以上に気候変動の影響が顕在化することも否定できませんので、流域の降雨量などデータを蓄積し、定期的な分析・評価を行い、必要に応じて本整備計画にフィードバックしていきたいと考えております。

周参見川水系の河川整備計画につきましては、以上でございます。

○議長 どうもご説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいま周参見川水系の河川整備計画（素案）についてご説明いただいたところですが、何か委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたら、お受けいたしたいと思います。いかがでしょうか。

では、お願いします。

○委員 少し質問させていただきたいのですが、21 ページで氾濫をできるだけ防ぎというところで、水田の利用とか記載がありまして、これは流域治水の観点からだと思うのですが、この対象とする洪水というのは、今は現状から段階的に整備されますね。その整備計画の流量と現在の整備段階の差の分をこういったことで対処されようとしているのか、基本方針の流量と現在の状況との差をこういうものでされようとしているのか、どちらなのかということなのですが。

要するに、整備していくと、その流量は対応できるわけですね。だけど、整備計画の計画流量までは一遍に整備できないから、できない部分があると。できない部分については、こういう流域治水的にやろうとしているのか、もしくはもう一歩先へ行って、基本方針の基本高水が流れたときに、こういうものを考えているのかということはいかがでしょうか。

○県 まず、現状のところでは申し上げますと、整備計画の目標との差分をそちらで対応し

ていくということになるかと思うのですけれども、それはあくまで一時的なものでございまして、やはり基本方針で定めているところまでは河川としてカバーしていくものだと考えています。逆に、言い方を変えますと、基本方針のレベルまで最終的に長期的に見て完成したときに、こうしたいわゆる貯留機能が不要になるかということ、それは全くそういうことではなくて、基本方針で守り切れない部分が出てきますので、そういったところをそういう貯留機能なども併せて、全体としてハードの対策として対応していくということになるのかなと。

ですので、整備段階に応じて、その位置づけというところがだんだん変わっていくので、先生のご指摘はまさしくそのとおりで、整備計画との差分を埋めていくのか、方針との差分を埋めていくのかということ、その時点によってまさしく意味合いがそのとおりそのままの意味で変わっていくのかなと。

○委員 そうですか。結局、それとこういった水田の効果とかが一体どれぐらい見込めるのかという定量的なところも大事だと思うのですけれども、その点はいかがなのでしょう。どれぐらいのことが期待できるかということ、

○県 そうですね。その辺りもこれから、まだこの流域治水の取組は始まったばかりですので、農業部局のほうとも議論しながら、もう少し具体的にどれぐらいまでカバーできるのかといったところも議論していければと考えております。

○委員 結局、県のほうが河川整備するに当たって、一応整備計画の流量に対して整備するわけですが、あくまでもそれはいろいろな事情があって、いわゆる洪水対策については基本方針をいつも頭に置いてやろうとしているのか、二、三十年後に次の段階を考えようとしているのか、現在の時点で基本方針まではできないけれども、そこは念頭に置いているかという、そこの考え方なのだと思います。

○県 そこに関しましては、やはり基本方針を頭に置いて、先ほど説明の中でも申し上げましたとおり、20年から30年の計画ではあるのですけれども、事情に応じて見直しをしていくというのはまさにそこで、今であれば5か年強靱化加速化対策でより整備が進んできたりということもありますので、長期的な目標に向けて我々としては動いていかないといけないというのは考えております。

○議長 ありがとうございます。計画を考えていく上で非常に議論になる部分で、一部には水田を入れ込んだ形での基本方針流量というのを考えるべきではないかというような議論もあるようですけれども、ただ一方で、外水と内水の違いがあって、それで外水の場

合、どこまで水田に本当に期待できるのか、今、〇〇委員がおっしゃったように、そういうのが明らかになっていないよねというようなところもあって、まだその辺りのきっちりした、いわゆる水田を本当に入れ込んだ上での治水計画というのは、まだちょっとしばらくかかるかもわからないという感じですね。

すみません、では、他にはいかがでしょうか。お願いします。

○委員 直接、整備計画とは関わらない部分もあるのですが、17ページに「流域で育まれた文化や歴史が引き継がれるよう」というようなフレーズがございますけれども、後で審議することになる印南川のほうにつきましてはそういった観点からの記述が入っておるのですが、周参見川については参考資料の13ページを見ましても、観光に関わるものはあるのですが、歴史、文化についての記述した説明というのは見当たらないように思うのですが、この周参見川についてはそういった観点、あるいは具体的な例というのは、特に記述するようなものはないということなのではないでしょうか。

○県 印南川で、この後ご紹介するようなレベルのといいますか、並ぶような特別にご紹介するというようなものはないのですが、やはり川と地域というのは密接なものでございますので、そういったところで歴史と文化というところは切り離せないフレーズになってくるのかなというふうに考えております。

○議長 よろしいでしょうか。他には。お願いします。

○委員 すみません。ちょっと参考にみたいなどころはあるのですが、25ページに総合的に行うために必要な事項ということで記載されているのですが、地域住民、市民団体、学識経験者、関係機関と協働・連携することでというような記述がございます。これは具体的にはどういうことを想定して書かれているのかなという。文章で書くのは簡単ですが、やっぱり何らかの実行に移していく必要があるかと思うので、その辺のお考えだけを知りたいのですが。

○県 これは、河川を整備するに当たって、もちろん地元の協力が要ということで、計画を皆さんに知っていただくとかというところ。学識経験者だとかというところは、整備を行って、はい、終わりではなくて、このような場でフォローアップとか、そういった形をして、しっかり質の高い河川づくりができていくかというのをチェックしていくと。そういったことも含めて、こういう書き方をさせていただいているところがございます。

○議長 よろしいでしょうか。1つ前の文化、歴史のほうもそうなのですが、どちらも必要な記載事項ではあるかと思うのですが、恐らく両委員さんの意向としては、もう

ちょっと踏み込んだことが書けないのかというような多分ご要望なのだろうと思うのですが、これだとどこの河川でも書けるよねというようなお話で、特に連携というようなお話は、協働・連携というようなお話は、長年注目を浴びているお話ではありますよね、この河川の整備というお話の中で。中々、この周参見川のところで、そういう協力できるような団体とか住民の活動みたいなものが明確にないというような状況なのかもしれないけれども、であるとするならば、そういうようなものも涵養に努めるとかいうような書き方もあるのかなという感じもしないでもないですね。

他にはいかがでしょうか。お願いします。

○委員 基本的に河道を掘削するという事なんだと思うのですが、ここにも書かれていたと思うのですが、掘削しても上から来るので、また埋め戻されるということがあって、本文のほうに土砂を上流で貯留するとか、そういうことも考えるというような話もあったのですが、中々、上流で止めても、土砂はその間の土砂が浸食されてやってきますし、上に何か構造物を造ると、その影響がまた環境にも影響してくるので、これはずっと継続的に掘削するというふうに思ってやったほうがいいかなとは思っているのですが、その辺は県のほうはどういうふうにお考えでしょう。

○県 まさしく委員のご指摘のとおりでございまして、やはり構造物でというところよりは、いずれにせよ掘削が継続的に必要になる場所になるかなと思いますので、そういった対応で今後もやっていきたいと考えております。

○委員 中々、大変だと思うのですが、そういった点もちょっと検討しないといけないかなと思います。どういうふうにコントロールするかということも大事なかなと。

○議長 ありがとうございます。恐らく現時点での整備計画としては、基本は流下能力を確保するための断面確保だという意味での掘削なのだろうけれども、それはこのスタートの時点ではそれでいいのだと思うのですが、ゆくゆくは今、ご指摘いただいたような、土砂は常に動態があるわけなので、そのためには維持管理掘削というようなものが必要になってくるのではないかという視点だと思うのですよね。だから、それを少し、維持管理という4.の(2)の中にそのような話もあるので、多分そこら辺にちょっと意識的に書くのかなという感じなのかなと思いましたけれども。また、ちょっとそれについてはご検討いただいて、もしかしたら10年後に見直したときには、それが一番大きな話になっているかもしれませんし、ひよっとするとですね。

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 素案の2ページを拝見しますと、生態系についての記述が出てきまして、様々な生物の名前が書かれています。お配りいただきましたこの説明の資料の2-3を見ますと、ここにはもう一つ具体的に様々な生き物の名前が挙げてあって、レッドデータブックにおける評価が書かれています。ですけれども、素案にはそこまで詳しく書かれていないのですが、もう少し河川生態系の自然環境の重要性を認識するという意味では、ここに挙げられているようなレッドデータブックの記載については、ランクを含めてもう少し丁寧に記述をしていただくことによって、この河川の自然環境の重要性というのが分かるように思うのですけれども、その辺いかがですか。

○県 ご指摘ありがとうございます。その観点で改めて素案を検討してみたいと思います。

○議長 ぜひよろしく願いいたします。どうぞ。

○委員 先ほどのご意見にちょっと関係するのですけれども、20ページの資料を見ますと、堤防が整備されるということなのですから、歴史、文化とか景観の観点からすると、この時点では中々、詳しいデザインがこうなりますというのは書きづらいかもしいのですが、一番市民の方々にとっては身近な存在にもなると思いますし、和歌山県では広川町の堤防とか有名なところもたくさん、景観に配慮したすばらしい景観がありますので、その辺りも含めまして、またアップデートしていただいたらいいのではないかな。この時点ではちょっと難しいと思うのですけれども。意見です。コメントです。

○県 ご意見ありがとうございます。こちらの20ページにお示しさせていただいたのは、あくまでイメージというところをごさしまして、やはり個別の箇所それぞれに応じた形というところ、景観の配慮というところもありますので、それについては個別の工事の中で反映させていきたいと考えております。

○議長 今ありましたように、広川にも非常にいい堤防があるということなので、ぜひこちらもそれに並び立つような堤防整備、よろしく願いいたします。

他にはいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 基本的には気候変動もあって、河川流量を確保しなければいけないとか、いろいろ出てくると思うのですけれども、一方でどんどん人が減ったりしているわけで、そうしたときのいわゆるインフラの整備に対してどれぐらいかけていくかということを考えていかないと、中々、難しいと思うのですね。だから、やっぱりなるべく後世に負担のかからないような整備をしていって。

それと、あともう1つは、周参見川の場合、特にそうなのですから、基本的に下流

しか人がほとんど住んでいないのですね。だから、やっぱりそこだけを何かやるようなことでいくべきだし、それから基本的には堤防とかいろいろあるけれども、河床を掘削するという方法で、なるべく構造物を造らない方向ということで、それはそれでいいと思うのですね。だから、そういうことで、あとは橋でも何でもなるべくメンテナンスフリーにして、橋脚を造らないとか、そういったいろいろな全体的な計画に対して、なるべくそういう後世に負担のかからないようなことを考えるような整備にしてほしい。だから、分厚くする必要はないと思います。1/10 とか 1/30 とあるけれども、確かにそうなのですから、1/30 とかあるんだけれども、そこをある程度集中的に守るような体制にしておいて、あとは山の上流側はどうかという話もあるのでと思いましたね。コメントですけど。

○県 先生のご指摘いただいたところ、まさに周参見川は下流のほうに人口、資産が集中しているというところで、今回、その整備区間として示させていただいたところが、まさにその下流区間で、守らないといけないところでございます。ちょうどその先生のご指摘の中にもありました橋脚を造らないという話もございましたが、確かに整備区間の①のところでは橋梁の架け替えというものも整備内容に入っております、こちら 19 ページに示させていただいておりますけれども、現況、橋脚があるものも、架け替えに当たっては橋脚を造らないワンスパンで飛ばしていくような形ということでこれから考えていきたいというところがございます。まさに先生のおっしゃるとおりのところかと思っておりますので、この方向性でぜひ検討させていただければと思います。

○議長 ありがとうございます。いろんなというよりも、我が国全体で人口減にどう向き合っていくかというのはもう当然のお話であって、そこから出てくるお話ではありますので、少しそういうこともにらみながら今後考えていきたいと思います、全体に対する示唆かなと思いました。

いかがでしょうか、他に。お願いします。

○委員 11 ページなのですからけれども、印南にはないのですが、下流のほうで「アユの産卵場となる早瀬の保全に努める」と書いてあるのですけれども、この文章だけを見ますと、早瀬が一番大事という何か意識があって、平瀬も非常に重要かと思うので、そういった言葉も付け加えたらどうかと。ちょっと細かいですが、そうかなと思います。

○県 分かりました。ありがとうございます。そういった点も少し文章の中で考えていきたいと思っております。

○議長 よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。一当たりご意見をお伺いしたように思いますが、もしまだ何かありましたら手を挙げていただいて。よろしいですか。

そうしましたら、周参見川につきまして、今、説明からご審議いただいたところですが、幾つか文言の改善とか新たな視点を盛り込んだほうがというようなご意見も頂きましたので、そちらにつきましてはちょっと事務局で検討いただきまして、それで全般お伺いしましたところ、大きな修正ではないと思われしますので、基本的な部分についてはこの整備計画の素案をご了承いただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○議長 ありがとうございます。そうしましたら、本日いただいた意見に対する対応については、私のほうで後に県の修正を確認しまして、パブリックコメント等に入っていくという手続を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長 では、続きまして議事の2番目ですけれども、次は印南川の河川整備計画(素案)ですが、こちらに入ってもらいたいと思っております。では、また資料の説明、よろしくお願ひいたします。

○県 それでは、印南川水系河川整備計画の素案についてご説明いたします。こちら資料につきましては資料3-2 説明資料というパワーポイントのスライドを使ってご説明いたします。

基本的な構成、先ほどご説明いたしました周参見川水系と一緒にございますが、まずこちら基本方針のおさらいというところから入らせていただきます。周参見川の考え方と同様で、気候変動の影響による降雨量の増加を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものとなっております。印南川の基本高水のピーク流量、こちらの考え方ですけれども、過去の浸水被害等を踏まえた年超過確率1/30規模に気候変動の影響を考慮して1.1倍した結果、基準地点の「かえる小橋」において340m³/sとする計画としております。

それでは、こちら3ページに河川整備計画(素案)の内容というところを示させていただきます。この中の河川整備の現状と課題からご説明したいと思います。

5ページでございます。浸水被害と治水事業の沿革ということでございまして、印南川では昭和37年豪雨、こちらで床上浸水、床下浸水ともに200戸を超える深刻な被害が発生しておりまして、その後も頻繁に被害が発生しております。こうした浸水被害を踏まえまして、平成12年までに河口から3km地点手前付近、こちらまでの整備が進められてき

たところでございます。しかしながら、その整備の後も平成 18 年の豪雨や平成 23 年の台風 12 号等、被害が発生しているというのが現状でございます。

この印南川でのソフト面の取組なのですけれども、洪水浸水想定区域図や雨量・水位情報を県のホームページ等で公開しているというところは周参見川と共通です。印南町役場と連携して、円滑な住民避難を図っていききたいというところでございます。

河川の利用、河川環境についてが、続く 7 ページでございます。河川水に関しては、こちらでも主に農業用水として水田に利用されており、引き続き関係機関と連携しまして効率的な水利用を促進する必要があります。動植物の生育・生息・繁殖環境や、環境基準 A 類型相当の良質な水質の維持、こちらに努めていくということのほか、河口付近は印南八幡神社の祭りで、みこしを担いで川を渡る「川渡り」が行われておりまして、引き続き親水空間の保全に努める必要があります。

河川の維持管理でございますけれども、浚渫や樹木伐採を引き続き実施するとともに、河川管理施設の適切な維持管理に努める必要があります。また、河川の維持管理に当たりましては、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠と考えております。

ここから河川整備計画の目標に関する事項についてご説明いたします。

10 ページをご覧ください。基本的な考え方をまとめております。河川整備基本方針で定めました基本高水 $340\text{m}^3/\text{s}$ ですね、こちらの実現に向けまして段階的な整備を行い、地域住民の安全と安心を確保するとともに、持続可能で強靱な社会の実現を目指してまいります。流域全体であらゆる関係者が協働して行う流域治水を推進いたします。先ほどご紹介いたしました「川渡り」に代表される歴史や文化を保存・継承するとともに、良好な水質や人々に親しまれる河川空間を維持してまいります。こうした考え方の下に、河川整備の現状、河川の利用状況、河川環境の保全など治水・利水・環境に関する様々なことを考慮し、流域のあらゆる関係者と一体となって河川の総合的な保全と利用を図ってまいります。

11 ページは、先ほどもご紹介いたしました流域治水の施策イメージでございます。こちら印南川でも取組を進めてまいります。

続いて、12 ページから計画対象区間、計画対象期間でございます。計画の対象区間は、印南川水系の県管理区間全域としておりまして、整備計画は改修に加えて維持管理を含む計画となっております。なお、具体的に改修を進める区間は後ほどご説明いたします。計画対象期間は概ね 20 年間といたしますが、状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていききたいと考えております。

続いて、13 ページでございます。基本方針で位置づけた印南川全区間の整備には多大な費用と期間を要するため、整備計画では下流から順次整備を実施していきたいと考えております。整備計画の目標は、過去の降雨実績やこれまでの整備状況、計画期間内に達成すべき整備水準等を考慮し、年超過確率 1/30 規模に気候変動の影響を考慮した流量 $340\text{m}^3/\text{s}$ という基本高水に対して、家屋浸水被害が生じることのないよう整備を行っていくというところでございます。

14 ページにその計画規模の考え方を示しております。計画規模、先ほど 1/30 というふうに申し上げました。この 14 ページの下に流下能力図がございまして、青線が 1/10 の流量、緑線が 1/10 に 1.1 倍した流量、赤線が 1/30 の 1.1 倍の流量となっております。治水事業の沿革でもご説明いたしましたが、過去の浸水被害を踏まえて平成 12 年までに整備が進められてきておりました。そのため、少し字が小さくて見づらいののですが、一番左側が下流端、河口です。河口のほうから右に順番に見ていきますと、赤枠で囲んだ橋の名前が 1 つ最初に出てくると思います。こちらは八幡橋という橋でございまして、こうしたこの八幡橋と一部区間を除いて、概ね 1/10 程度相当の流下能力が確保されているというところでございます。

仮にこの 1/10 相当の 1.1 倍で整備した場合、 $240\text{m}^3/\text{s}$ という 1/10 規模の流量に対して 1.1 倍しますと $260\text{m}^3/\text{s}$ となるのですが、その向上の仕方では沿川住民の方々からすると整備の効果を中々、感じにくいところかというところもございまして。また、架け替え対象となる橋梁自体は、1/10 の 1.1 倍の場合でも、1/30 の 1.1 倍の場合でも、最終形、いわゆる 1/30 という基本方針、こちらの規模に対して整備をしていかないとけないという事情がございまして。整備が行われた平成 12 年以降、平成 18 年に 1/30 規模の降雨で被害が発生しているということもございまして、今回、この整備計画におきましては 1/30 規模の 1.1 倍で整備の対応をしていきたいと考えております。

続いて、15 ページが、一旦整備から離れまして、利水と環境の目標でございまして。利水と環境につきましては、周参見川と概ね同様の内容としております。

続いて、16 ページ以降が整備の実施に関する事項でございまして、まず 17 ページ、河川の整備の概要でございまして。洪水等による被害の発生防止、または軽減に関する事項ということで、印南川では整備計画で目標とする流量に対して、河道掘削や拡幅、堤防整備により必要な河道断面を確保してまいります。示している横断図は、河口から 0.8km 地点、そして 1.6km 地点、この 2 か所の断面図となっております。橋梁や水道堰がネック地点

となっている区間は、関係機関と連携し、橋梁架け替えや堰の改築など必要な改築を実施してまいります。

工事区間につきましては、河口から 0.2km 地点から上流に向かって 1.6km 地点まででございまして、先ほどご紹介しました「川渡り」、こちらが行われる河口付近は、改修区間外としております。そのため、「川渡り」に影響は出ない見込みとなっております。

本日、〇〇先生が欠席されていらっしゃいますけれども、事前に訪問いたしまして、改修区間外であることをご説明して、ご了解いただいたところでございます。

ちなみに、整備区間の上流端、こちらを 1.6km 地点までとした理由なのですが、1.6km 付近の右岸側から水が川からあふれた場合、下流まで水が回る、いわゆる浸水エリアが広がっていくシミュレーション結果が出ております。そのため、この 1.6km 地点まで整備することにより、下流域の浸水被害を防ぐことができるものと考えております。

続いて、18 ページでございまして、河川整備の実施に関する事項ということで、1 つ目の項目につきましては、周参見川と同様、河道掘削により発生する土砂、こちらは堤防整備等に使用するとともに、印南町が実施する防災拠点整備に活用するなど有効利用を図ってまいります。以降の項目、流域治水に関する雨水貯留や森林における水源の涵養機能、ソフト対策、地震・津波対策、こちらも周参見川と同様となっております。

19 ページの環境につきましても周参見川と同様でございまして、河道掘削の際は、生態系への影響の回避・低減に努めるなど、良好な河川環境の保全を図ってまいります。

20 ページから 21 ページに、今度は河川の維持に関するところをまとめております。こちらも基本的には周参見川と同様の趣旨で記載しておりますが、21 ページの最後の項目、先ほど「川渡り」が改修区間外とご説明いたしました。その点はございますけれども、「川渡り」など歴史や文化、河川景観を保全・継承していく」という文言を加えさせていただいているのと、維持管理は全区間が対象ということですので、維持管理にも留意が必要と考えており、記載をしております。

最後、22 ページにつきましては、こちらは周参見川と同様の記載としております。

印南川につきましては、以上でございまして。

○議長 ご説明どうもありがとうございました。そうしましたら、ただいま印南川のご説明を頂いたところですが、委員の皆様からご意見、ご質問ございましたら、よろしく申し上げます。お願いします。

○委員 これは印南川もそうだし、周参見川もそうなのですが、いわゆる紀伊半島

の中で新宮川とか紀の川に比べて小さいですよ。それで、今回特に印南川という小さい河川で、そこでやはり危惧されるのは、大きい河川であれば流木なんかがあっても簡単に流れると思うのでけれども、小さい河川で、それで橋を特に下流にいっぱい造りますよね。そうしたときに、引っかかって、それでオーバーフローする可能性があると思うのですね。

したがって、やはり 2 つポイントがあって、1 つは先ほど〇〇委員が言ったと思うのですけれども、いわゆる河川の土砂堆積とか、それから樹木とか、そういった障害物を常に取っていく。しかも、水深を保つということ。それからあと、これはふだん難しいのですけれども、山の管理でやっぱりそういう森林を壊して流れるようなことがないようにしておかないと、これが非常に難しいような気が。特に両方とも山を持っていて、そんなに大きくないのでね。だからいわゆる水量はいいと思うのですね。だから、そういった流木が来たときに、それが引っかからないように、先ほどの周参見でもそうですが、橋をいっぱい造るのです、下流にね。それは一応橋脚は造らないのですけれども、ちょっと小さいですよ、特に印南の場合。そういったところで流木が結構障害物になるのではないかという危惧があったのですけれども、どうですかね。

○県 流木対策というところは、実際考えていかないといけないとは思っているのですけれども、中々、この河川整備計画上、表記の仕方が難しいというところがございまして、今、その内容を意味として込めているとすれば、先ほどの資料の 20 ページでございます。河川の維持の目的というところの中で、「流水の阻害となる堆積土砂や樹木の除去を行う」などというところで、これは一番近いイメージは生えている樹木にはなるのですけれども、その流木となり得るものは除去していくというところも込めていきたいなというところ。

もう 1 点、先生から貴重なご意見を頂いたなと思いますのが、やはり森林保全の話というところで、その点に関しては、まさに流域治水の取組の中で森林部局や森林組合を含めたところですね。そういった方々と連携してやっていく部分になってくるのかなと考えております。

○議長 よろしいですか。今のご回答のとおりかと思うのですけれども、そういった点で考えると、もうちょっと踏み込んで本文のほうは書ける場所も出てくるのかなと。今まさしく流域治水のことが記されているのは、本文で言うと 7 ページですかね。資料 3-1 のほうですけれども、森林等の流域の状況といったお話が出てきますし、それから森林部局との協働ということでいうと、一番最後のところでしょうけれども、13 ページにある 5 のその他ですかね。先ほどもございましたけれども、協働・連携というようなところで、

やはり関係するところ、どこまでそれを具体的に書けるかという課題はあろうかと思うのですけれども、何かちょっとその辺り。これは、ですので先ほどの周参見川もそうかなと思うのですけれども、ちょっと見直すポイントになってきているのかなとは思われますね。

○県 検討したいと思います。

○議長 よろしくお願ひします。他にいかがでしょうか。

○委員 すみません、同じような話をするのですけれども、今、流域治水という言葉がすごく使われていて、イメージは非常にいいと思うのです。ただ、具体的にどうしていくのかというのは網羅的に書かれているので、中々、見えないところがあるのかなと。流域治水というのはどう評価していくのかなというのがよく分からないような感じがするんです。打ち出している割には、「じゃあ、流域治水で何やったの」みたいな話が将来的には出てくるのかなと。だから、感覚的にはちょっと言葉が先行し過ぎているなというところがありますので、何かそこを少し考えていっていただけたらなど。

○県 そうですね。こちらの発信の仕方が少し弱いのかなというところもあるのですけれども、実はこの流域治水に関しては県内各所で地域ごとに流域治水の委員会というのを年に1回開いておりまして、印南川を含むのは日高地域の流域治水の委員会の中で、実は各主体、市町村もそうですし、国・県、それぞれの関係部局が、それぞれが取り組んでいる内容というところを一堂に会して発表して、それも公表しているというところがございます。そうしたところで、それぞれの者が一つの目標に向かってやっていく中で、それぞれができることをまずやっていっているという状況でございますので、今後どういった評価の仕方をしていくのかというところは、その計画の何年ごとのタイミングというところでやっていくのかなというふうに考えておりますが。

○議長 始まってまだ2年、3年かな。3年目になるのかと思うのですけれども、大まかな打ち出しの計画になっていて、取りあえずあらゆる関係者があらゆることをやってみようという話にはなっているのですけれども、ではその具体の中身は何なんだというところが、協議会のほうではいろいろ分担等も考えていただいているのかと思うのですけれど、多分治水計画論上で言うと、ちょっとこれは極端な話になるかもしれませんが、河道とその堤内地とに、例えばどういうふうに高水の流量を割り振るのかとか、そういう話に入っていないと、何か具体的な成果として見えにくいのではないのかなと思うのですね。

ただ、これは非常に責任部局が違うところなので難しいというようなところがあって、

中々、進めにくいのではないかなと思うのですけれども、だから印南町さんもお越しなのであまり言ったらあれなのですが、この印南川でも今日のお話を聞くと、1.6km から下流側についてはすごく掘削するような計画になっているんだけど、その部分、もう少し、だから上流側でバッファとして溢れさせるようなところがちょっとあるようであれば、そこを活用するのとどっちがというような代替案を検討するというのが、多分流域治水で入っていく方向なのではないかなと思うのですけれども、まだ具体的にそこまでは技術も追いついていないというところもあって、ちょっとやれてないかなというところがあるかなと思います。いろいろと大変だと思うのですけれども、ぜひ少しずつでも前に進んで行っていただけたらいいかなと思います。

何かありますか、今の件で。あるいは別の件でもいいです。

○委員 流域治水については、県の河川がやる、流域治水の中で河川整備計画をやるわけで、だからその流域治水を推進するような取組を何かやるとか、そういうことは書けるかなと思うのですけれども、実際に他の水田を幾ら考えると、そういうことはその範疇に入っていないと思うのですけれども、流域治水について関係者を何かリードするとか、そういうのは必要かなというふうに思います。

○県 まさにおっしゃるとおりで、河川管理者がやはり旗を振って関係者を巻き込んでいかないと、中々、進まない話だろうとは思いますが、実際、一級水系も、他県の二級水系にしても、そういった形で進めているという現状がございますので、我々としてもそういった思いでやっていきたいと考えております。

○委員 ちょっと質問ですが、先ほど流木の話があったのですけれども、いろいろな災害調査をするとやっぱり橋梁というのがネックポイントで、流木が引っかかって洪水が迂回して、思わぬところが浸水したり浸食したりして被害が起きるといふのがあるので、そういうのは多分道路ですよね、その橋は。何かそういう連携事業みたいなのがないと、本当に河川の洪水自体が防げるかという問題になる場合もあるので、ぜひ連携事業みたいながあれば、何かそういうのを書いてもいいのかなという気がしました。

もう1点なののですけれども、現地見学のときに印南川は1/30で、周参見は1/10で、これをどう説明するのだというような話をしていたと思うのですが、これを読むと、家屋浸水被害が生じないようにということで、住宅の在り方がちょっと違うから流量規模が違うということなんだと思うのですけれども、この浸水被害というのはどういうことを。例えば床下とか床上とかということと、本文には書いてないのですよね。本文にそういう目

標を決めるときに、浸水被害を生じないようにとかという、こっちのパワポに書いてあるのですけれども。そのときに、何かシミュレーションでもやられて浸水被害があるなしを考えられたのかという、その点をお教えいただけたらと思います。

○県 被害については、床下浸水以上です。床下も床上も含めてというところになります。

そうですね。本文にどういった書き方をするのかというところについては、9 ページでございすけれども、9 ページの①の第 2 パラグラフ、「本整備計画で目標とする流量に対して、家屋浸水被害が生じることのないよう」ということで、こちらに記載させていただいております。

○委員 このパワポが流量配分のところに書いてあったから、8 ページのところに書いてあるのかと思って見ていたのですけれども、そこにはなかったの、ちょっと質問させていただきました。それはシミュレーションか何かされているのですか。

○県 はい、シミュレーションを行っております。

○委員 床下浸水以上にならないようにという。

○県 そうです。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

それと、何か連携事業みたいなものって、河川もあるのですか、他の部署との連携事業。

○県 そうですね。今回のところ、印南川、周参見川もそういった連携事業が特にないというところがございますので、どうしても目標流量に対して桁下が足りないところに関しては、今回の事業のタイミングで架け替えて、橋脚をなくすというような、そういった対策を進めていくということを考えております。

○委員 なるべく流木が引っかからないような構造に。

○県 そうですね、流下阻害にならないような構造にしていきたいと。

○議長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○委員 ずっと同じようなことで恐縮なのですが、2 ページの生態系のところなの ですけども、頂いた資料では 13 種類もレッドデータブックに載っている種類が挙げられているのですけれども、この 2 ページに書かれている名前を見ますと、ほとんど普通種で、レッドデータブックに挙げられているような生き物の名がほとんど挙がってこないのですね。その辺、先ほどと同じなのですけれども、もう少し丁寧に記述していただければと思います。

○県 ご意見ありがとうございます。その方向で考えてみたいと思います。

○議長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。お願いします。

○委員 河道掘削した土砂をどうするかという話で、本文で言うと、両河川とも5ページのところに「土砂資源の有効活用」という文言が入っていて、あまりこういうことを書かれている整備計画は他にはないですね。だから、非常に先進的だなと思って。特にその後の「計画的に進める」と書いてあるところがものすごくいいかなと思いました。要するに、掘削して出てきた土砂を、何か邪魔だから処理のためにちょっとどこかを造成したとか、そういう消極的なことではなくて、多分計画的に各町村でこういうふうな土地を造りたいからといって、どれぐらいの土砂が必要だから掘削した土砂をこれだけ使うという、そういう計画を考えられるというふうな読み方ですけども、そういうことがこれから非常に大事なことで、我々は土砂資源を使うというのをずっと言ってきたんですけども、そういう意味でこの表現は大変いいかなと思います。

○県 ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。私も防災拠点の整備が具体的にあるのだろうなというふうに思っていたんですけども。

他にはいかがでしょうか。ちょっと私から1つよろしいですかね。先ほども少し申し上げたんですけども、基本的にこの区間の河道断面の確保というのは理屈として理解できるんですけども、ただ、そのときに、いわゆる先ほど言ったように、1.6kmから下流、ずっと本文11ページにあるように、河道掘削されるというふうな計画になっているんですけども、本日の時点ではそれでいいかと思うんですけども、それをやったときに、本当に川渡りをしている場所が将来的に維持されるのかどうかというのは、ちょっと別途検討しておいたほうがいいのではないかなと思うのですよね。具体の工事をされるときにですね。

先ほど、対象になっているところは取りあえずさわらないと。それで、本日ご欠席の○委員さんのほうからはご了解を得たというふうなお話ではあるんですけども、その河床高を維持しているメカニズムというのに結構難しい問題があるのではないかなと思うのですよね。上流側からガバッと取ってしまうと、それは本当に大丈夫なのか。大丈夫なのかもしれないし、そこはちょっと分からないので、ちょっと慎重に、繰り返しになりますけれども、断面を確保して流下流量は流しますよという計画でいきますということは理解しましたのでいいんですけども、その先の具体の工事のところではちょっと慎重にご検討いただきたいなど。コメントですけども、させていただきたいと思います。

○県 はい、承知いたしました。

○委員 今おっしゃったので、基本的に流砂の話で言うと、上流で砂を掘削すると、上から来たやつがそこを埋め戻すのですよね。ということは、下流に土砂が行かなくなるので、多少は河床低下する危険性が高くて、さっきの川渡りのところが低下する可能性もあるので、これは簡単な調査とかシミュレーションをすれば分かるかなと思いますので、ぜひやられたほうがいいかと思います。

○議長 ありがとうございます。他、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、大体意見も出たようですので、印南川水系に関しましてですけれども、幾つかご意見を頂きまして、こちらも周参見川同様、それについては事務局でまた見直していただくという方針でお願いしたいのですけれども、基本的な部分については、本日ご説明いただいたこの整備計画素案をご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○議長 ありがとうございます。そうしましたら、本日出ました意見につきましては、どのような修正をしていただいたかというのにつきましては、私のほうで確認させていただきます。その上で事務局のほうには、その先へ進めさせていただくということをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長 そうしましたら、他に本日本日予定いたしました議事は以上ですが、何かこの機会に委員の方々からございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、以上で予定していた議事の審議は終わりましたので、司会進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○県 ありがとうございます。本日は貴重なご意見を頂き、誠にありがとうございました。

今後の進め方でございますが、先ほど部会長からも言っていただきましたが、本日頂きましたご意見を踏まえまして素案を修正し、部会長にご確認いただきます。その後、県でパブリックコメントや各水系地域の代表者や水利関係者等と意見交換を実施いたします。また、パブリックコメント等で寄せられた意見、内容に応じ、部会長にご相談の上、河川整備計画部会の再開催を検討させていただきたいと思いますので、その際はよろしくお願いたしますと存じます。

それでは、これもちまして第 13 回和歌山県河川整備審議会河川整備計画部会を閉会いたしたいと思います。本日はお忙しい中、ご出席、ご審議いただきまして誠にありがと

うございました。

(閉 会)